

取寄代行等手数料に関する約款

第1条（目的）

本約款は、株式会社朝日信託（以下、「当社」とします。）が執り行う信託業務、遺言信託、遺言執行業務（遺言信託を経ない遺言執行業務を含みます。）、遺産整理業務、財産承継プランニング業務及び任意後見業務（以下、総称して「本業務」とします。）において、当社がお客さまに代わって本業務の遂行に必要な文書を取り寄せる際に、お客様より本業務の報酬及び実費とは別にお支払いいただく文書取寄に関する手数料及び遺言証人立会手数料（以下、併せて「取寄代行等手数料」とします。）について規定し、当社が不特定多数のお客さまに対し画一的かつ合理的なサービスの提供を行うことを目的とします。

第2条（費用）

本業務における取寄代行に係る取扱事務及び取寄代行等手数料の金額（消費税別途）は以下のとおりとします。なお、本約款適用後に消費税率の変更があったときは、支払時に適用される税率に従うものとします。

取扱事務	金額 (消費税別途) (1件当り)	備考
住民票・戸籍等取寄	2,000円	同一内容のものを一度に取寄せる場合、2件目以降は一律200円。
固定資産評価証明・名寄帳等取寄	1,000円	
不動産・商業登記事項等証明書取寄	1,000円	
インターネット登記情報取寄	800円	

金融機関残高証明書等取寄	2,000 円	ゆうちょ銀行、かんぽ生命等の現存照会、及び残高証明書に準ずる取引履歴、利息証明、解約返戻金額証明、配当金証明、株式数等証明、有価証券取得価格証明書、契約内容照会回答書等も含む。
身分証明書取寄、登記されていないことの証明書取寄・後見登記事項証明書取寄	2,000 円	
遺言証人立会い	8,000 円	証人 2 人目からが対象（1 名は無料）。 ①本支店から往復 30 分を超え 1 時間以内で移動できる場所で行われる場合は 10,000 円。 ②本支店から往復 1 時間を超える場所で行われる場合は 15,000 円。
公正証書謄本等交付申請	3,000 円	遺言書作成時に謄本をクライアントに渡すが、その後クライアントが紛失等して再度欲しいと言われた際の申請。
証券保管振替機構の登録加入者情報開示請求	1,800 円	

第 3 条（取寄代行等手数料のお支払い時期）

取寄代行等手数料のお支払い時期は、当社とお客様との間で締結する本業務に関する個別契約にて定める時期にお支払いいただきます。

第 4 条（約款の変更）

- 1 当社は、経済情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、本約款を当社の判断において変更することができるものとします。
- 2 本約款の変更をするときは、本約款を変更する旨及び変更後の約款を、当社

のホームページ並びに当社の本店及び各支店の店頭に所定の期間掲載します。
変更後の約款は、変更後の約款に記載された変更後の約款適用日以降に適用
されるものとしします。

附則

本約款は、2018年5月1日からこれを適用します。

本改正約款は、2018年10月1日からこれを適用します。